

和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和３年９月３日 広第44号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

犯罪の被害を受けた者及びその遺族（以下「犯罪被害者」という。）は、その直接的な被害だけではなく、その結果として生じる精神的被害、経済的被害等多くの被害を受けている。

なかでも、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている犯罪被害者が多数認められる。

警察は、犯罪被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復、軽減及び再発防止について犯罪被害者から大きな期待が寄せられている立場であることから、犯罪被害者の視点に立って、犯罪被害者のための各種施策を推進することが緊急の課題となっている。

このため、和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会設置要綱を別記のとおり定め、平成８年３月12日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、犯罪被害者支援は、警察が総力を上げて取り組むべきものであるため、警察本部内各所属にあっては、委員会、幹事会及び部会の活動に積極的に協力し、各警察署にあっては、それぞれ委員会を設置し、総合的な犯罪被害者支援を推進すること。

別記

和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

第１ 目的

この要綱は、警察が、犯罪被害者の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するため、和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２ 委員会

１ 設置

警察本部に、委員会を置く。

２ 任務

委員会は、犯罪被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握して必要な調整等を行うことを任務とする。

３ 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

４ 運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその事務を代行する。
- (2) 委員長は、委員会の事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求めることができる。

第３ 幹事会

1 設置

委員会の能率的な運営を期し、事務を処理するため、委員会に幹事会を置く。

2 任務

幹事会は、次の事項について協議し、委員会に報告する。

- (1) 委員会から付議された事項に関すること。
- (2) その他委員会の運営に必要な事項に関すること。

3 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 運営

- (1) 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。ただし、幹事長に事故があるときは、副幹事長がその事務を代行する。
- (2) 幹事長は、幹事会の事務を遂行するため必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

第 4 専門部会

1 設置

幹事長は、犯罪被害者支援に係る事項で専門的な調査研究が必要と認めるものについては、幹事会に諮り、専門部会を設けて必要な調査研究を命じることができる。

2 部会員

専門部会の部会員は、幹事長が指名する。

第 5 庶務

委員会、幹事会及び専門部会の庶務は、警務部広報県民課において行う。

第 6 その他

この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表 1（第 2 の 3 関係）

和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会	
＼	構 成 員
委 員 長	警察本部長
副 委 員 長	警務部長
委 員	生活安全部長
〃	刑事部長
〃	交通部長
〃	警備部長
〃	警務課長
〃	広報県民課長
〃	委員長が指名する者

別表 2（第 3 の 3 関係）

和歌山県警察本部犯罪被害者支援推進委員会幹事会	
＼	構 成 員
幹 事 長	警務部長
副 幹 事 長	警務課長
〃	広報県民課長
幹 事	生活安全企画課長
〃	少年課長
〃	刑事企画課長
〃	捜査第一課長
〃	組織犯罪対策課長
〃	交通指導課長
〃	幹事長が指名する者